

精神障がい者も心身障害者医療費助成制度（マル障）の 対象とすることを求める意見書

「障害者基本法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

また、「障害者の権利に関する条約」が批准され、共生社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日に施行された。

精神障がい者の自立や社会参加の促進のためには、精神科医療の充実はもとより、医療費による経済的負担の軽減が重要である。東京都では心身障害者医療費助成制度（マル障）により障がい者の経済的負担の軽減を図っているが、精神障がい者にはこの制度が適用されていない。

よって、羽村市議会は東京都に対し、精神障がい者も身体障がい者及び知的障がい者と同様に心身障害者医療費助成制度の適用対象とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日

東京都羽村市議会議長 石 居 尚 郎

東京都知事 あて